

女性活躍の推進に向けたニーズ等調査業務企画提案仕様書

1 業務名

女性活躍の推進に向けたニーズ等調査業務

2 目的

本市では、これまでブランド戦略や移住・定住施策等に取り組んできた結果、平成 29 年度以降、人口は微増傾向で推移しており、今後もこの傾向が継続すると見込んでいる。一方で、就職期にある年代の転出超過は依然として続いており、特に女性の転出が多い状況にある。

このような現状を踏まえ、本市における女性の就労環境の実態や課題、女性活躍を推進するための支援ニーズ等を把握することを目的として、市内在住女性及び市内事業者を対象にアンケート調査を実施する。本調査により得られた結果を基に、女性活躍を推進するための施策に関する支援制度の創設に向けた検討を進める。

本業務により、女性の就労に係る実態及びニーズ等を的確に把握し、その成果を女性活躍推進のための施策に反映させることで、計画的かつ効果的な施策の実行につなげる。これにより、女性が自分らしく働き、活躍できる環境の整備に取り組んでいく。

3 委託期間

契約の日から令和 8 年 11 月 30 日まで

4 業務内容

(1) 市内在住女性及び市内事業者を対象としたアンケート調査

市内在住女性及び市内事業者を対象にした調査を行い、本市における女性の就労環境の実態や課題、ならびに女性活躍を推進するための支援ニーズ等を把握すること。調査設計の考え方、質問項目の方向性、回収率向上策、分析手法等については、企画提案書に具体的に示すこと。

また、回答結果の分析から導かれる必要な取組について、専門的見地に基づく提案を行うこと。

ア 調査時期

- ①アンケートの設計（令和 8 年 8 月）
- ②アンケートの実施（令和 8 年 9 月）
- ③調査結果の分析及び速報値の報告（令和 8 年 10 月上旬）
- ④成果物の納品（令和 8 年 11 月）

※いずれも予定であり、同年度内の範囲で変更の可能性はある。

イ 対象者

- ①市内在住の 16～64 歳女性：28,903 人

※市内在住女性（全年代）：53,994 人（令和 8 年 3 月 31 日時点）

②従業員数 10 人以上の市内事業者等：約 600 事業者

※調査対象者の抽出は本市が行い、受注者はこれを用いて調査を実施するものとする。

ウ 調査件数

①「市内在住女性」については、回答依頼件数を 1,200 件、目標回答数を 400 件とする。

②「市内事業者」については、回答依頼件数を 600 件、目標回答数を 240 件とする。

※「市内在住女性」について、年齢区分ごとの対象人数は以下を想定する。

年齢区分	アンケート依頼件数
16-22 歳	300
23-34 歳	300
35-49 歳	300
50-59 歳	200
60-64 歳	100

エ 調査項目及び手法

①調査項目は、以下を参考にすること。提案事業者は、これらの点を踏まえたうえで独自の視点を加え、調査結果が今後の支援制度の創設など、施策を展開していくうえでの根拠・参考となるよう、「市内在住女性向け」と「市内事業者向け」の 2 種類の調査票案を作成すること。なお、「市内在住女性向け」については必須項目を設けている。

※本市の意向により、調査項目を調整する場合がある。受注者は、必要に応じて調査項目の修正に対応するものとする。

市内在住女性向け：必須項目

- ・自分らしく働くことが出来ていると思うか。
- ・糸島市は女性が活躍できるまちだと思うか。
- ・糸島市は女性が活躍できる環境が整っていると思うか。
- ・糸島市は女性が活躍するための支援が充実していると思うか。

市内在住女性向け：参考項目

- ・ 就労状況（雇用形態・勤務時間・収入等）
- ・ 就労上の課題（育児・介護・職場環境等）
- ・ 市内での生活満足度
- ・ 市外への転出を考えている場合の主な要因
- ・ 自分らしく働くために重視すること
- ・ 女性活躍に関する認識、意識、障壁
- ・ 魅力を感じる業種・職種、働き方、職場環境等に関するニーズ
- ・ 支援制度に関するニーズ（仕事と家庭の両立するための必要な制度等）

市内事業者向け：参考項目

- ・ 就労状況（男女の割合、雇用形態の割合・勤務時間・収入等）

- ・ 管理職に占める女性の割合
 - ・ 女性活躍推進に関する方針や行動計画、一般事業主行動計画の策定状況
 - ・ 現在実施している女性活躍の推進に向けた取組
 - ・ 育児休業取得状況
 - ・ 女性活躍に関する認識、意識、障壁
 - ・ 今後、強化や新規導入を検討している女性活躍の推進に向けた取組
 - ・ 支援制度に関するニーズ
- ②調査手法については、以下の手法により実施するものとする。受注者は最も回収率が高く、かつ費用対効果の高い実施手法を提案すること。
- ・ 市内在住女性： Web 調査のみ
 - ・ 市内事業者： 郵送（紙）調査と Web 調査の併用方式
- ③市内事業者向けの郵送物には、市内在住女性向け Web 調査の回答協力依頼用の周知資料を必要数同梱すること。この周知資料には、事業所で働く女性従業員への配布・周知を依頼する旨を記載すること。
- ④本調査は次年度以降も継続実施を想定しているため、受注者は市職員が自ら調査を運用できる体制づくりに協力すること。また、汎用的な調査ツールの選定と、市が今後も活用できる形式でのデータおよび雛形の納品を行うこと。

（２）集計データ分析

- ①回収したデータを集計し、女性の就労に係る実態及びニーズ等の分析を行うこと。
- ②分析は、単純集計やクロス集計を基本とし、必要に応じてより詳しい傾向を把握するための高度な統計分析も用いること。
- ③分析結果をもとに、今後、本市において必要と思われる支援制度等の施策提案を行うこと。
なお、施策提案は、優先度、実現可能性、必要予算の目安を示すこと。
- ④施策提案において、国及び他自治体の先進事例のうち、本市の参考となる事項については、比較可能な指標を用いて整理し、報告書に取りまとめること。

（３）報告書の作成

- ①女性活躍を推進するための施策に関する支援制度創設の基礎資料とするため、「市内在住女性及び市内事業者を対象としたアンケート調査」と「集計データ分析」を報告書としてまとめ、A4紙媒体5部及び電子媒体（CD-R）1部を提出すること。
- ②報告書は以下の構成を基本とする。受注者は、報告書のサンプルレイアウトを提案書に添付すること。
- ・ 調査概要
 - ・ 回収状況
 - ・ 調査結果（図表等を用いた視覚的な整理）
 - ・ 分析結果の考察

- ・ 施策提案
- ・ 参考資料

5 実績報告書の提出等

- (1) 受注者は、委託業務完了の日から 10 日以内、又は令和 8 年 11 月 30 日のいずれか早い日までに、実績報告書に成果物、データ等関係書類を添えて発注者に提出すること。
- (2) 受注者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務完了後、5 年間はこれを適切に保存しなければならない。
- (3) 受注者は、前項の帳簿等について、委託業務完了後も 5 年間は、発注者から提出を求められた場合は提出しなければならない。

6 その他の要件

- (1) 本業務の実施にあたっては、発注者との調整会議を必要回数設け、本業務の実施がスムーズに行われるように調整すること。なお、スケジュールは決定後、発注者の都合により変更する場合がある。
- (2) 本業務の実施にあたって、発注者及び関係先と十分な連絡・調整を行うこと。
- (3) 発注者との調整会議は、糸島市役所会議室もしくは発注者が指定した場所で行う。
- (4) 本業務に付帯する経費及び調整会議や打合せ等、本業務実施に係る必要経費は、すべて受注者の負担とする。
- (5) 本業務実施に係るトラブルへの対応は、原則として受注者の責任において行うこと。
- (6) 糸島市の信用を失墜する行為をしないこと。
- (7) 個人情報を取り扱う場合には、「個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）」の規定及び糸島市の関係例規を遵守し、個人情報を含む資料については、適切かつ厳重に管理すること。
- (8) 本調査により収集した個人情報は、本業務以外の目的で使用してはならない。また、調査終了後、個人情報を含む調査データ等は、発注者の指示に従い速やかに返却または適切に破棄すること。
- (9) 本業務により作成されたすべての成果物（調査票、集計データ、分析結果、報告書等）の著作権（著作財産権）は、発注者に帰属するものとする。受注者は、当該成果物に関する著作権者人格権を行使しない。
- (10) 関係者の事故や災害等の緊急事態が発生した場合においても、委託業務の遂行に支障をきたすことがないよう十分な対応策及び緊急時の体制を整備すること。
- (11) 受注者は、業務の一部を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は「女性活躍の推進に向けたニーズ等調査業務に係るプロポーザル実施要領」の「5 参加資格要件」を満たしておくこと。

7 留意事項等

- (1) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 本業務に関する内容を発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩等してはならない。
- (3) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに要する経費は受注者の負担とする。
- (4) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受注者は発注者と協議を行い決定するものとする。